**専任特例２号の場合の監理技術者の配置に係る特記仕様書**

（趣旨）

第１条　この特記仕様書は、建設業法第２６条第３項第２号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例２号の場合の監理技術者」という。）及び監理技術者を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）の配置に係る必要な事項を定めたものである。

（技術者の配置等）

第２条　専任特例２号の場合の監理技術者の配置を行う場合は、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

　（１）監理技術者補佐を専任で配置すること。

　（２）監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する者のうち、一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格者、若しくは、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。

　　　　なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限る。

　（３）監理技術者補佐は入札参加者又は受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

（４）監理技術者が兼務できる工事は、埼玉県内で施工される工事であること。

　（５）監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。

　（６）監理技術者と監理技術者補佐の間で常に連絡が取れる体制であること。

　（７）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

（同一の特例監理技術者が兼務できる工事）

第３条　同一の監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に２件までとする。

（提出書類）

第４条　受注者は、専任特例２号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合は、現場代理人等通知書及び経歴書を監督員にその都度提出するものとする。

２　受注者は、専任特例２号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合は、施工計画書に各々が担う業務について記載し、監督員にその都度提出するものとする。

（適用除外）

第５条　次に掲げるいずれかの要件に該当する場合は、専任特例２号の場合の監理技術者の配置を認めないものとする。

一　埼玉県建設工事低入札価格調査制度実施要領で定める低入札価格調査を経て契約を締結する工事であるとき。

二　埼玉県建設工事技術者複数配置試行要領による工事であるとき。

（ＣＯＲＩＮＳへの登録）

第６条　本工事において、専任特例２号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にＣＯＲＩＮＳへの登録を行うこと。

（その他）

第７条　既に監理技術者として配置されている工事について、監理技術者が専任から兼務に変わり、監理技術者補佐を新たに設置するなど、施工体制が変更になる場合は、事前に発注者と協議し、必要な手続きを行うものとする。